

特別職報酬等審議会 会議録

1 日 時

令和7年1月17日（金）午前10時～11時00分

2 場 所

香川県庁本館21階 特別会議室

3 出席者

安岐委員、秋山委員、岡田委員（会長）、小早川委員、鈴木委員、福家委員

4 議事録

（岡田会長）

ただいまから審議に入ります。

本日は、この審議会としての結論を得たいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

本日の進め方ですが、まず最初に、第1回の審議会で、各委員から事務局に対し、会議での議論を整理し、審議に必要となる情報や、他県の特別職の最新の改定の動向を集めていただくことを依頼していただきましたので、事務局からそれについて説明をお願いし、委員の皆様からご意見、ご質問があれば発言をお願いしていきたいと思います。

そのあとで、答申案の取りまとめに向けて、4つの項目に分けて、すなわち、第1に引き上げるかどうかの可否について議論し、第2に引き上げるとすれば、引き上げ幅をどの程度とすべきかについて、第3に改定の実施時期について、第4に今後の審議会の開催ルールについて、各委員の皆様からご意見を頂戴する形で進めたいと考えております。

それでは事務局から、最初に第1回資料の追加となる資料及び、前回の審議会での各委員の依頼事項に関する説明をお願いいたします。

（人事課長）

お手元の資料の2ページをお開きください。

まず、前回もご説明いたしました、近年の他県の知事の報酬改定の状況につきまして、ご説明いたします。

前回の会議以降に答申がなされたところがいくつかございまして、資料の下の方に追加しております。

岩手県から下が追加した情報になりますが、このうち、岩手県、愛知県、三重県は、本県で言

えば一般職の中で最も職位が高い部長級の職員の改定率を考慮して改定することが適当とされており、月額で概ね2～3万円程度のアップとなっております。

一番下の滋賀県は一般職全体の改定率を考慮して改定することが適当とされており、月額で7万円のアップとなっております。

各県とも、それぞれの考え方で改定していますが、前回もご説明しましたとおり、一般職の給与改定については、従来はどの職位の職員も同程度の改定率で改定されておりましたが、近年は若年層に手厚い改定が続いている状況となっておりますので、公務員全体の給与体系を維持するという国の特別職の改定方法なども参考に、一般職の中で最も特別職に近い職位にある職員の改定率を考慮する団体が令和5年度以降、東京、新潟、大分、岩手、愛知、三重といったように出てきているという状況でございます。

また、遡及改定を行う団体というのは、やはりごく一部に留まっているという状況でございます。

次に3ページをお願いいたします。

前回の会議におきまして、谷山委員と福家委員から、資料に掲載していた一人当たり県民所得について、最新値があれば、その動きも見て、県民の所得水準の変動状況とあわせ特別職の報酬改定を考えても良いのではないかといた趣旨のご発言がありました。

この点につきまして、確認させていただいたところ、一人当たり県民所得の最新値が公表されるのは本年秋頃になるとのことで、前回の資料に掲載していた令和3年の数字が、現時点で押さえられる最も新しい数値ということになります。

そういったことで、他に県民の所得水準の変動状況を把握できる指標ということで改めて探しまして、資料の3ページと4ページにまとめさせていただきました。

まず、3ページですが、本県の人事委員会が毎年4月に県内の民間企業の従業員の給与月額などを調べる「職種別民間給与実態調査」というものがございます。

人事委員会は、この調査を毎年行い、公務員と民間の給与を比較して、差があれば、民間と均衡が取れるように公務員の給与を改定するよう、知事に対して勧告を行っております。

そして、勧告を受けた知事は、基本的には、勧告の内容に沿って公務員の給与を改定することで、常に公務員の給与水準が民間企業の従業員の水準と均衡するようしております。

資料にありますように平成17年度までは、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業を対象に調査を行ってございましたが、比較的大きな規模の企業について調査をしていたために、結果的には公務員の給与水準が高く設定されてしまい、必ずしも地域の企業の給与水準と均衡が取れていないのではないかといたご指摘がありました。

そのため、それ以降は企業規模を50人以上に引き下げて調査を行ってきております。

この規模の事業所は、県内に460ほどあり、その中から毎年、無作為抽出した約150の事業所について調査を行っております。

資料には参考に直近3か年分の調査結果を掲載しておりますが、最新の調査は、令和6年4月

分の給与比較となります。先ほどもご説明いたしましたように、この調査結果をもとに、公務員と民間の給与水準が均衡するよう、一般職の給与改定を行ってきておりますので、一般職の改定率の推移、すなわち、前回の資料の9ページに掲載しております改定率になりますが、これを見ることで、県民の所得水準の変動状況を概ね把握できるのではないかと考えております。

次に4ページをお願いいたします。

先程の人事委員会の調査対象は、一定以上の企業規模の従業員になります。

そのため、ここでは、正規、非正規に関わらず適用される最低賃金の推移についても、県民の所得水準の変動状況の参考資料としてご説明いたします。

最低賃金については、前回の特別職の改定のあった平成16年を基準として、直近の令和6年までの累積改定率を求めますと、表にありますとおり56%を超える改定率となっております。

県民の所得水準の変動状況については、以上となります。

5ページをお願いいたします。

前回の会議で吉澤委員からご発言のありました県の取組みの成果を指標として示すことについてでございますが、御承知のとおり、本県では、5年毎に総合計画を策定し、その時々課題を踏まえて各分野において目標を設定し、その目標の達成に向けて毎年、必要な取組みを行ったうえで、実績の評価を行っております。

なお、評価の結果につきましては、県議会に報告するほか、県民の皆様にご覧いただくため公表するようにしており、不十分な点につきましては、改善が図られるよう努めているところです。

県の仕事は多岐に渡りますので、総合計画に定める目標も134項目と多くなっております。

一例を申し上げますと、「保育所等の待機児童について、年間を通じてゼロにする」でありますとか、「ICTを活用して授業ができる教員の割合を100%にする」ですとか、「防災士や、新たに農業を始める人や、外国人労働者の人数を増やす」など様々な分野の目標がございます。この場で、一つ一つ成果をご紹介することは出来ませんが、取組み状況の公表とともに、PDCAサイクルを通じた進行管理を行い、計画の実効性を高められるよう担保しているところでございます。

また、これに並行しまして、事務事業の見直し・スクラップ、行財政改革を進め、「地財ショック」とも呼ばれる国の三位一体改革に伴う地方交付税の大幅な削減により、一時は、危機的な財政状況に陥ったものの、財政の立て直しを行ってまいりました。

その状況を表したものが資料5ページのグラフになりますが、左上のグラフの県債残高は、いわゆる県の借金の状況を表しており、右上のグラフの財源対策用基金年度末残高は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、いわゆる県の貯金の状況を表しております。

前回、特別職の改定を行った平成16年度と比較して、県債残高は1,600億円余の削減、一方、財源対策用基金は430億円余の増となっております。

また、資料下段には、「将来負担比率」の推移を掲載しております。

「将来負担比率」は、国が算出しているものでございまして、地方自治体の標準的な財政規模に対する将来負担すべき負債の比率になります。

地方自治体の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、指数が高いほど将来における負担が財政を圧迫する可能性が高いことを表し、指数が低いほど財政が健全であることを表しています。

なお、総務省の指導では、都道府県及び政令市においては、将来負担比率が400%を超えた場合に、財政健全化計画を定めて、財政の健全化に取り組まなければならないとされています。

そういった中で、グラフにありますように、本県の将来負担比率ですが、改善の傾向にございまして、財政の持続可能性を維持するため、現在は200%以内を目安として設定し、これを上回らないように財政運営を進めております。

このように、行財政改革を進め、財政の健全化が一定進んだこともあり、近年では、新型コロナウイルス感染症への対策、原油価格・物価高騰対策とあわせて、財政規律に留意しながら、「人生100年時代のフロンティア県」の実現に向けて予算を重点配分し、加速する少子化局面の打開を図る対応、防災・減災対策、経済と財政の好循環を生み出すための企業誘致など未来への投資にも取り組んでいるところでございます。

次に6ページをお願いいたします。

前回、秋山委員から今回の改定が県の財政に与える影響はどうかのお話がありました。

前回の資料の10ページでお示しました4つのパターンについて、1年間分の影響額を上段の表にまとめてございます。

表の左端になりますが、①-1の一般職全体の改定率を用いて端数を四捨五入したパターンが最も多くなり、2,300万円弱が追加が必要となります。

また、表の右端の②-2の部長級職員の改定率を用いて端数を切り捨てたパターンが最も少なくなり、760万円ほどが追加が必要となります。

参考までに、令和5年度の本県の歳出総額は、4,944億円余、そのうち人件費が約23%の1,154億円となっております。特別職の報酬改定により、その人件費の部分に上記の影響額が加わるというふうに考えていただければと思います。

次に7ページをお願いします。

前回、安岐委員から、「議員の報酬水準について、全都道府県で見れば中位に位置しているが、人口規模が同程度の団体の中で見れば上位に位置している。そういった中で、全ての職について一律に同じ率で改定をするべきかどうか。」についてのご指摘をいただきました。

また、端数処理の方法について、四捨五入とするのか、切り捨てとするのか、これまでの方法はどうだったのか、今回、これまでと違う方法を採用すべき理由があるのかという問題提起もいた

いただきました。

7ページの表には、昭和58年の改正から直近の平成16年までの改正において、本県がどのように各職毎の改定率を設定してきたか、また端数処理をどうしてきたかをまとめてございます。

結果といたしまして、網掛けの部分を除き、知事と同じ率で他の職についても改定を行ってりました。

網掛けの部分につきましては、まずは、知事と同じ率を乗じるのですが、他県との均衡を考慮して、端数を処理する段階において切り上げるなどの方法で1万円を調整しております。

また、この網掛け部分を除き、端数処理は全て四捨五入で処理してございました。

一般職の給料表を改定する際にも、端数処理は四捨五入を採用していることでもありますので、それも参考にしていたのではないかと考えております。

次は8ページをお願いします。

こちらの表では、知事の給料水準に対して、他の職の水準がどの程度になっているかについて、全国の状況をまとめてございます。令和6年4月1日現在のものになります。

網掛けが本県になりますが、例えば、副知事ですと知事の76%、安岐委員からお話のあった議員ですと知事の62%となっております。

一部の団体においては、他と大きく比率が違っているところもありますが、それ以外については、概ね似たような比率となっていることがお分かりいただけるかと思えます。

議員について見ますと、全国平均は64%となっており、本県はこれを若干下回る62%となっております。他の職についても、全国平均をそれぞれ若干下回る程度に位置しており、現時点では、直ちに水準を修正しないといけないほど他の団体と大きくバランスを欠いている職は無いのではないかと考えてございます。

事務局からのご説明は以上になります。

御審議の程、よろしく願いいたします。

(岡田会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました追加情報、並びに委員の意見に対する回答につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは今回の改定について、前回の会議で宿題となっていた項目についてのやりとりはここで終わりとさせていただきたいと思えます。

他にご意見などがなければここからは、これまでの議論を踏まえて、まとめに入っていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

初めに、本日欠席となった委員から意見等の提出があるようでしたら事務局の方から紹介をお願いいたします。

(人事課長)

本日ご欠席の2名の委員からそれぞれご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。

まず、谷山委員からは、事前にメールにてご意見を頂戴しておりますので、読み上げさせていただきます。

前回の会議で発言したとおり、特別職の報酬については、県民の所得水準の変動を踏まえた上で、改定の方向性を決めていくことが適切ではないかと考えている。この県民の所得水準の変動状況は、一定の条件はあるものの人事委員会が毎年行う調査の結果に表れているとのことである。

また、県の一般職の給与改定は、人事委員会の民間企業の調査結果にあうように実施されているとのことであり、これまでどおり、一般職の累積改定率を用いて改定することで良いのではないかと考える。

なお、近年の賃上げは、人材誘致を目的に若手に重点を置いて実施されており、特別職に最も近い職位にある部長級の職員については、若手と比べ小幅な賃上げになっている状況もある。そのため、これまでのように、一般職全体の改定率を用いるよりも、部長級の職員の改定率を用いることが望ましいと考える。また、端数処理については、これまでと違う方法を採用だけの積極的な材料も無いため、四捨五入で良いと考える。

次に、吉澤委員から、こちらメールでいただいておりますので、ご意見を読み上げさせていただきます。

香川県特別職の報酬については、以下の点から、引き上げが妥当だと考えます。

物価変動する中で、全国的に賃金の引き上げが行われており、香川県においても、最低賃金額、民間企業の給与額は上昇傾向にあります。

平成16年以降据え置かれている特別報酬をこのタイミングで見直し、物価上昇等を反映させる額に引き上げることは適切だと考えます。

財政状況を見ると、健全な運営が安定的に行われる中、将来への投資としての政策、予算配分等の取り組みは、評価できると考えます。

香川県特別職の報酬引き上げのあり方については、県内民間事業所の従業員の給与水準を基本に見直しを行っている香川県一般職の改定率に準じることが県民の納得感を得られると考えます。

ただし、職務内容や職責を考慮し、一般職の中でも最も職位の高い部長級の改定率を用いて算出するのが相当です。端数は過去四捨五入を用いており、時代を通じた公平性の点から「四捨五入」がよろしいと考えます。

以上になります。

(岡田会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま紹介のあった意見も踏まえながらまとめに入っていきたいと思います。

まず第1に、特別職の報酬等の額を改定するかどうかについてです。

本県における現行の特別職の報酬等の額は、平成16年4月1日に減額改定された後、現在まで据え置かれています。据え置きの影響を測るために、物価動向と賃金動向を考慮した考察に入りたいと思います。

まず、物価変動の影響を考慮した実質ベースの報酬を確認するために、議長である私自身で若干の計算をしてきましたので、紹介をさせていただきます。

前回の資料の16ページに掲載されている消費者物価指数の一覧をご覧ください。

この表は、令和2年を100とした、すなわち令和2年を基準年とした物価指数です。

前回改定のあった平成16年4月1日の翌年である平成17年を基準年とし、平成17年を100として、令和6年1月時点の物価指数を再計算したところ、この値が111.3となっていることが分かりました。

すなわち、平成17年比では11.3%の物価上昇が起きているということになります。

さらに、平成17年と令和6年に支給された年間報酬支給額を事務局に確認したところ、1.296%増加していたということがわかりました。

今ここで審議対象になっている、本俸に変化はありませんが、ボーナスにあたる期末手当の年間支給月数が増加したことによるものだということです。

年間報酬について、11.3%の物価上昇と1.296%の報酬増加を加味した物価変動の影響を考慮した実質ベースで報酬を計算しますと、9.015%の下落となっております。

特別職の報酬等については、一般職と比べて、生活給的な意味合いが薄いかもしれませんが、物価上昇による報酬の目減りについて考慮に入れる必要があると考えられます。

続いて、賃金動向について見ていきたいと思います。

この間における県の一般職員の給与の累積改定率は、全職員平均でプラス3.403%。

最も特別職に近い部長級の職員で、プラス1.706%と、いずれもプラスとなっていることは、前回、第1回で確認したとおりです。

前回の議論への回答として、先ほど事務局から人事委員会による民間実態調査や最低賃金の説明がありました。

人事委員会が調査した県内民間従業員の給与水準の上昇、さらには、最低賃金の引き上げを踏まえますと、県職員だけではなく、香川県民の所得も増加傾向にあると考えられます。

以上、物価動向、賃金動向について見てまいりました。

さらに、続けて、これも前回の委員からの意見への回答でしたが、成果や実績というものについても触れておきます。

成果実績については、この間の行財政改革の取り組みにより、借金に相当する県債残高を平成16年度と比べ1,600億円あまり削減し、貯金に当たる財源対策用基金の残高についても、400億円あまり増加させるなど、財政の健全化を進め、その持続可能性の確保に努めてきたということが、先ほど紹介されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生により打撃を受けた県経済の立て直しや、原油価格・物価高騰対策に積極的に取り組むとともに、人生100年時代のフロンティア県の実現に向けてということを経に、未来への投資にも取り組んでいるということも紹介がありました。

以上のように、物価の上昇、県民の所得上昇に基礎を置きながら、これまでの財政運営の状況、事業執行の状況を踏まえても、引き上げる方向でよいのではないかと考えられます。

これは国を挙げて賃上げに取り組んでいる中で、今後、賃上げの効果を県全体にうまく波及させていかなければいけないという政策との整合性を考えても妥当ではないかと考えられます。

ここで、引き上げの是非について、ご意見を頂戴したいと思います。

各委員からご発言をお願いしたいと考えております。

(福家委員)

引き上げの方向性という部分につきましては、先般も申し上げたように引き上げていく方向でよろしいのではないかと。

特に皆さんのご意見もその方向だったかと思っておりますので、引き上げっていう方向性は示すべきだと私は思います。

(岡田会長)

この点については、始まりの重要な点ですので、できれば全員から確認をさせていただきたいと思っております。

(鈴木委員)

私も当初、この議論が始まる時に、何となく上げてもいいのかなというような状況だったんですけども、いろいろとファクトの部分、情報の部分が出揃った上で、こういった方向でいいのではないかと確信に変わりましたので、この情報とあわせて、上げる方向でよいと考えております。

す。

(安岐委員)

私も同じくですね、平成16年から変わっていなかったということも今回初めて知ったんですけども、質問させていただいたこともあまり今までのことを存じ上げずに質問したこともありますが、よく分かりましたので、上げる方向で良いと思っております。

(秋山委員)

私も皆さんの意見や、資料の説明を聞いて、物価からも、民間企業の状況、県の財政状況から見ても、引き上げの方向でよいと考えています。

(小早川委員)

私も皆さんと同じ引き上げの方向でよろしいかと思えます。

本日、補助的な説明もいただきまして、納得できましたので、この方向でよろしいかと思えます。

(岡田会長)

ご欠席の委員で谷山委員の意見も先ほど紹介されたとおり、引き上げに賛成するという、それから吉澤委員もですね、引き上げるべきだというようなご意見をいただいておりますので、全員引き上げることについては、一致したということによいかと思えます。

第2にお伺いしたい点に進ませていただきます。

引き上げの幅についてです。

第1回資料の10ページをお開きください。

振り返りのために、前回の発言をまとめさせていただきますが、前回の審議会で、安岐委員からもっともらってもよいのではないかと、それから小早川委員と鈴木委員からは、前回資料の②番の部長級の改定率で改定するのがよいのではないかと。

吉澤委員からは端数を切り捨てるなど、上げ幅を抑制する方向で議論をすること自体、妥当であるのか疑問があるとの意見が出されています。

そして、本日は谷山委員と吉澤委員の先ほどの紹介された意見でも、②-1がよいのではないかというような意見も出ていました。

こうしたここまでの議論や事務局の説明を踏まえながら、当審議会として、1つの結論を出す必要があります。

ここであえて私の方から提案をさせていただくとすれば、前回資料の10ページにある②-1の額に改定するのが適当ではないかと考えています。

すなわち、月額で

知事については2万5千円。

副知事については2万円。

教育長については1万円。

県議会議長については2万円。

副議長については1万円。

議員については1万円

をそれぞれ引き上げるというものです。

一般職全体ではなく部長級とした理由は、近年、人材確保を目的に一般職の改定が若年層に重点を置いた引き上げの形で行われている状況を踏まえ、特別職については、一般の職の中でも、最も近い部長級職員の累積改定率を用いることが適当ではないかということです。

端数処理については、事務局から切り捨てるの提示もありましたが、これまでの端数処理の状況や一般職の給与体系とのバランスなどを考えましても、従来どおり、四捨五入の方法を採るのが適当ではないかと考えております。

引き上げ幅について追加してご意見があるようでしたら、ここで伺いたいと思います。

(福家委員)

私の意見として申し上げたいと思いますが、先日も県民の皆さんが納得できる部分を導き出す必要があるのではないかというお話もありましたので、審議会の中でも、多数の方のご意見には従っていききたいと思いつながら、一応私なりの考えは申し上げさせていただきたいかなと思います。

私なりの考えと申しますのがこの上げ幅と、改定時期にも関わることなんですけども、今後、今回の改定の部分で言いますと、①－1に近い形の方がいいのではないかなと思っておるところであります。

といいますのは職員の改定につきましては、昨年改定されたのは職員の場合は遡及して、令和6年の4月に遡って、この改定をされているかと思つます。

先ほど時期も関わりと申し上げたのは、今審議させていただいて、改定していくとしたらこの特別職の方々はどうしても、7年の4月ということになるのではないかと。

さすがに1年分遡及してっていうのも、おかしいかなと思つますので。

ということは、昨年の改定率が、今年の4月に適用されるということになってきます。

ということは、物価の状況並びに賃金動向も1年前の状況から、7年の4月の状況を考えるとさらに上がっていくことが想定されるという部分もあるのではないかという点が1つ。

それと若手に厚くというのは、特別職にもそれを適用するのがいいのかどうかという部分も疑問がありまして、これは民間もそうですけども人員戦略とか人事戦略の中で、やはり若手の人材不足、そこを集めたいっていう思いもあってというところであつて、物価上昇の負担の度合いというのは誰も変わらない部分もあろうかと思つますので、そうなるとやはりその部分を

特別職の方に当てはめて考えるのがいいのかどうかというところの疑問もありますので、一般的に周りの賃金の上昇とか、それに近いであろうそれを見ている職員の賃金の引き上げ状況、これをもとに引き上げていくというベースで、ただ時期的に言うと、これからということなので今年の4月からというような考えの方が私はいいのではないかなと思っておりますので、私のご意見として申し上げておきたいと思えます。

(岡田会長)

福家委員の方からは、①-1ですね、一般職全体の累積改定率3.403%で引き上げた方が良いのではないかというご意見がありました。

このほか、引き上げ幅につきましてご意見がありましたら、他の委員からも伺いたいと思えますすがいかがでしょうか。

福家委員が①-1でということですが、私が議長提案させていただいたのは②-1の部長級ということなんです、ここは少しこだわって議論した方がよろしいでしょうか。

(福家委員)

皆さん方が適切だと思われる部分に従っていききたいかなという思いはありますので、そこに最終こだわるつもりはなく、自分の考えとして申し上げさせていただいたと受けとめていただいて結構です。

(岡田会長)

分かりました。

物価の動向とか、人材不足によって若手に手厚くというのを、特別職に当てはめてもよいかどうかという疑問が呈されたわけですが、この点についても、各委員から、4つの選択肢があるわけですが、どうなのかということについて、ご意見をいただくとよろしいかと思えます。

いかがでしょうか。

(鈴木委員)

私の個人的な意見ではありますが、私は当初、この一般職全体の改定率を適用すると、今回に限っては、不公平な形になってしまうので、それを是正する目的で、1.706%を選択すると、改定の時期につきましては、一般的な感覚ですと、遡及的に用いる一般職と同様に、今年度の改定ということで、今時点のあるべきところにアジャストするだけなので、そういった意味ではタイミング的には今年度にさかのぼって適用すると考えておりました。

なので、②-1で、適当な率を用いるとともに、今年度の物価上昇に適応した対応ということで、今年度の遡及改定が適当かと思っております。

(岡田会長)

他の委員からもご意見を伺ってもよろしいでしょうか。

(安岐委員)

福家委員のご意見もごもっともだと思いますし、やはり県民の皆さんの納得ってところが、どの程度で着地するのが望ましいかっていうところは本当に難しいところだなと思っているのと、お出しいただいたデータをもとにということにはなるとは思いますが、この令和6年の他県の状況を見ていると、6県が挙げられていて、半分が一般職を採用していて半分が部長級職員のところを採っているところで、非常に悩ましい状況だと思っております。

この端数切り捨てか四捨五入かっていうところはお示しいただいたように、過去のデータを見ても、ほぼ四捨五入で、ずっとやってきているので、切り捨てにするのであれば、どうしてそうなるのかっていうところもあると思うので、そういった意味からは①-1か②-1かっていうところになるかなと思っています。

やはり県民の納得ってところから考えると、②-1ってところが、支持が得やすいのかなと、私の方ではそういった意見でございます。

(秋山委員)

私は前回のときには、②-1か2とっていて、その中で、②-2というのは、最終的な金額が2万5,000円を下げるために、切り捨てという方法を出してきたのかなと漠然と感じていました。

物価上昇とか民間企業も上げているのというのもあるんですけど、いまだ上がっていない県民の方もいらっしゃる中で、より多くの県民の方の理解を得るためには、②-1かなというのが、個人的ではありますが私の意見です。

(小早川委員)

前回私は②-1にしたと思うんですけども、やはり県民の理解という点で、全国とのバランスとかそういう点も踏まえて考えるべきかなと。

できたらもう少し上げてあげたいなという気持ちもあるんですけども、やはり先ほどおっしゃられたように他の人たちの給料で、上がっていない方もおられるでしょうし、これを出した後の影響もあると思いますので、やはり②-1でいいのかなと思います。

適用時期は、例えば令和6年4月に遡るっていうのは十分あり得るかなと思いました。

(岡田会長)

気持ちとしては上げたいという委員さんのご意見が非常によくわかりました。

バランスを考えると理解を得るところでの判断なのかなというふうに思います。

特に先ほど小早川委員もおっしゃられていましたが、県全体でそんなに高く上がっているわけではないという、全ての人が上がってるわけじゃないという現状、それともう1つはやはり県の部長級の方々が、この②の方を適用されているという県庁内の問題も1つは考えなくてはいけないのではないかとこのように考えております。

そこで改めて、その辺りを考えた上で②-1を私の方から提案させていただきましたし、多数決で決めるというわけではないんですが、②-1の部長級で、四捨五入については、これは皆さん一致してますので四捨五入という形で、①-1か②-1かという判断になりますが、②-1でどうかと改めて提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(福家委員)

県民の皆さんの理解を求めるという方向で、皆さんもその意見でしたらよろしいかなと思います。

(岡田会長)

それでは、引き上げ幅については、②-1、部長級の改定率を採用する、そして四捨五入をするということで話をまとめさせていただきたいと思います。

3番目にお伺いしたいのは改定の時期についてでございます。

遡及してということについて福家委員も、遡及できないということ踏まえて①-1がいいとおっしゃられましたが、鈴木委員と小早川委員は遡及させてはどうかというお話でした。

この点についてもなんですが、他の都道府県の状況であるとか参考にする部長級の職員の累積改定率が令和7年4月1日のものであるということもありまして、遡及させるのではなく、令和7年4月1日からとすることが適当と考えて、これを議長提案とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

今ご説明いただいた、その改定の時期は令和7年ということは今気づきまして、そういう意味では、タイミングは来年度ということで、遡及適用っていうのは、訂正したいと思います。

(小早川委員)

全体のバランスということでございますので、遡及させないということで、よろしいかと思えます。

(岡田会長)

はい。ありがとうございます。

これも、できれば特別職の方々に、しっかりと報酬を払いたいという気持ちの表れかと思いますが、令和7年4月1日からということでもとめさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

以上で今回の改定内容が固まりました。

次に、前回審議で鈴木委員から提案のあった、今後の開催ルールについて協議したいと思いません。

まず、事務局としての考え方を説明してください。

(人事課長)

今回の特別職の報酬等の引上げについては、物価上昇や県民所得の状況、財政運営を含めたこれまでの事業実績、国を挙げた賃上げの取組み、中でも人材確保を目的とした若年層への重点配分といった社会情勢、そういった要素を総合的に勘案して御判断いただいた結果と理解してございまして、今回の議論の結果や考え方につきましては、今後、審議会の開催を検討する際にも十分に踏まえる必要があると考えてございます。

従いまして、今回の結果や考え方については当然目安、よりどころとさせていただきたいと考えておりますが、やはり、その時々社会情勢も大きな要素になりますことから、一律のルール化までは難しいのではないかと考えてございます。

そのため、引き続き、一般職の改定状況、一般職全体や部長級の累積改定率を見ながら、1万円以上の改定幅になることを目安に、知事がその時の社会情勢なども総合的に勘案して、審議会を開催して諮問するかどうかを判断するということになると考えております。

以上になります。

(岡田会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これについては最終的には様々な情勢を総合的に判断して、知事が諮問するかどうかを決定するというところでございますので、ある意味一律のルールづくりというのは難しいと考えています。

ただ事務局には、引き続き十分な情報の分析を継続して、知事が適時適切に判断することができるような体制づくりをお願いしたいと思います。

ある意味、累積改定率が溜まれば、諮問するっていうのも、一律ではないですが、ルールとい

えばルールであるという考え方もできるかと思いますが、鈴木委員いかがでしょうか。

(鈴木委員)

今後の開催ルールを、例えば(前回資料の)9ページの(2)にするのか、(1)にするのかというふうに、決めるのかなとは思ったんですが、今ご説明していただいたように、基本的にはこの数値をウォッチしながら、どちらかが1万円以上となるようであれば、審議会に諮るということであれば、今までのルールとほとんど変わらないと思いますので、よいかと思います。

(岡田会長)

それでは、今後、事務局の方では今の議論を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

最後に答申書にまとめる必要がありますので、答申内容のおさらいをさせていただきます。

改めて、前回資料の10ページの、②-1をご覧ください。

まず、報酬等の額については月額で

知事が2万5,000円アップの131万円。

副知事が2万円アップの100万円。

教育長が1万円アップの82万円。

議長が2万円アップの96万円。

副議長が1万円アップの86万円。

議員が1万円アップの81万円。

次に、改定の実施時期については、先ほど審議しましたように、令和7年4月1日ということで、いかせていただきたいと思います。

改めて問います。

この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

ご同意いただきました。

それでは、今回の議論と、今確認しました内容を踏まえて、答申書を作成させていただきます。表現や言い回しなどにつきましては、私に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

最後になりましたが、委員の皆様のご協力によりまして円滑な議事進行ができましたことを深く感謝いたします。

引き上げの可否につきましては、全員一致で引き上げということになりました。

それから幅や時期については意見の相違もありましたけれども、最終的には全員のご理解をいただいたということで一致を見たということで理解をしております。

以上をもちまして、当審議会の審議を終了いたします。

(閉会)